

県南 広域振興局長

提出者 上山製紙株式会社
住所 〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字町浦 7 5
氏名 代表取締役社長 菅原 寿基

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

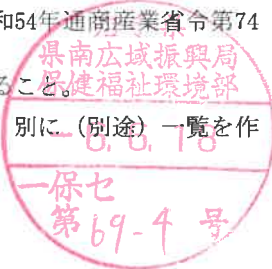
主たる工場又は事業場の名称	本社工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市千厩町千厩字町浦75	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	6,397 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	11 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
本社工場	〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字町浦75	6,378 kl
本社事務所	〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字町浦75	3 kl
摩王倉庫	〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字摩王61-6	1 kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

[illegible]

別紙 その1（工場又は事業者用）

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2023) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭 素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭 素排出量 (t-CO ₂)	
		エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量							
		数値 A	単位 B	熱量(CJ) C	数値 D	単位 E	熱量(CJ) F					
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL						
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL						
	揮発油(ガソリン)		kL			kL						
	ナフサ		kL			kL						
	ジェット燃料		kL			kL						
	灯油	19.49	kL	711		kL		711	49		49	
	軽油	30.54	kL	1,161		kL		1,161	80		80	
	A重油	62.70	kL	2,139		kL		2,139	173		173	
	B・C重油		kL			kL						
	石油アスファルト		t			t						
	石油コークス		t			t						
	石油ガス	1.51	t	76		t		76	5		5	
	可燃性天然ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t					
		石油系炭化水素ガス		t			t					
		液化天然ガス(LNG)		t			t					
	石炭	その他可燃性天然ガス		t			t					
		輸入原料炭		t			t					
		原料炭		t			t					
		コークス用原料炭		t			t					
		吹込用原料炭		t			t					
		一般炭		t			t					
	輸入一般炭		t			t						
	国産一般炭		t			t						
	輸入無煙炭		t			t						
	石炭コークス		t			t						
コールタール		t			t							
コークス炉ガス		t			t							
高炉ガス		t			t							
発電用高炉ガス		t			t							
転炉ガス		t			t							
都市ガス		t			t							
その他の燃料 ()		t			t							
非化石燃料	黒炭		t			t						
	木材		t			t						
	木質炭材	8,508.00	t	115,187		t		115,187				
	バイオエタノール		kL			kL						
	バイオディーゼル		kL			kL						
	バイオガス		t			t						
	その他バイオマス		t			t						
	RDF		t			GJ/t						
	RPF		t			GJ/t						
	廃タイヤ		t			GJ/t						
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t						
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t						
	廃油		kL			GJ/kL						
	廃棄物ガス		t			t						
	混合廃材		t			t						
	水素		t			t						
	アンモニア		t			t						
	その他燃料 ()		t			t						
小 計 ①								119,873	306		306	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ						
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ						
	温水		GJ			GJ						
	冷水		GJ			GJ						
	地熱		GJ			GJ						
	温泉熱		GJ			GJ						
	太陽熱		GJ			GJ						
	雪氷熱		GJ			GJ						
	小 計 ②											
	電気事業者①	11,353.00	kWh	95,090		kWh		95,090	5,415		5,415	
電気	電気事業者② ※省エネ法に準拠している場合使用		kWh			kWh						
	自己託送(非燃料由来を除く)		kWh			kWh						
	太陽光		kWh			kWh						
	水力		kWh			kWh						
	風力		kWh			kWh						
	その他		kWh			kWh						
小 計 ③								98,090	5,415		5,415	
合 計 ④=①+②+③								217,963	5,721		5,721	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	5,397	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	5,721 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふつ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふつ化窒素の排出量		t-CO ₂
合 計		5,721 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

二酸化炭素排出状況は前年度比-3.4%。
原油換算量としては前年度と比べて2倍以上となっているが、
これは今年度から非化石燃料が含まれるようになった為。
化石燃料のみであれば前年度比-1.2%。製品原単位も化石燃料のみであれば前年度比-5.1%。

【具体的な取組状況】

○省エネルギー

電気

エアーの削減(エアブローの間欠動作、及び漏れ箇所の補修等) -1.9kℓ/年の削減。
高圧ポンプの運転台数削減 -26.6kℓ/年の削減。
プーリー変更による減速運転 -7.2kℓ/年の削減

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

省エネベルト採用による消費電力削減